

中世初期イングランドにおけるカイログラフの登場 —社会背景解明に向けた予備的作業—

(西洋史学研究室) 森 貴子

The Emergence of the Chirograph in Anglo-Saxon England: A Preliminary Study for Illumination of the Social Background

Takako MORI

(平成22年6月5日受理)

はじめに

中世初期(アングロ・サクソン期)イングランド史研究において、文書charterは最も高く評価されてきた史料類型の一つである。キリスト教会の強い影響のもとで作成され始めた7世紀後半から1066年のノルマン征服にいたるまで、ほぼ途切れることのない歴史を持つ文書史料は、政治史、教会史、人物研究、法制史、言語研究そして社会経済史など、およそあらゆる領域で活用されてきた⁽¹⁾。また近年では、文化人類学的観点から記憶と記録との関係をめぐる議論が活発化しているが、そこであらためて関心を集めているのが文書なのである⁽²⁾。

ところで、およそ400年におよぶ文書作成慣行において、9世紀は一つの画期とみなしうる。これ以前は文書といえば、教会への土地譲渡を確実化するために王が発給した王文書diplomaを指し、教会起源に相応しく、ラテン語によって一定の形式に基づいて作成されていた。ところが9世紀頃からは私人(教会組織や俗人)発給の文書が増加し、その内容も形式も変化する。簡潔に整理してみると、以下のようなになる⁽³⁾。

- (1) 内容の多様化：教会への土地譲渡に加え、俗人に対する期限付きの貸与を扱っている。また、遺言書、紛争解決、財産目録、婚姻契約などの記録が現れ始める。
- (2) 形式における変化：記載言語として、ラテン語に加えて古英語が使用される。さらに、複数の人物による保持と照合を目的としたカイログラフchirographが登場する。

こうした変化に対しては、文書形式学上の一般的指摘はあったものの、本格的な検討対象とされないままに放

置されてきた。しかし近年さかんな読み書き能力の再評価という文脈ではまさに、文書に認められる新たな諸特徴が議論的になっているのである。例えば古英語の利用に注目したS・ケリーは、これを俗人への文書の普及ととらえると同時に、背景には、日常語である古英語でなら少なくとも読むことが可能な俗人の存在があったとして、俗人のリテラシー能力を高く評価している⁽⁴⁾。他方でK・ロウは、文書形態としてのカイログラフからアプローチした⁽⁵⁾。これは、一葉の羊皮紙に同一の内容を二度以上書き記し、境目に付された文字(典型的には《CYROGRAPHVM》)を横切って切り離した複数一組の文書を指すが、アイルランド起源⁽⁶⁾のカイログラフがイングランドで普及したことがまさに、俗人による文書への強い関心を示すという。すなわち、高度に視覚に訴えかけるとともに、対の文書と符号するだけで照合可能なカイログラフの登場が、読み書き能力の有無にかかわらず、広く俗人に文書利用を促したのである。

読み書き能力発展のプロセスを見極めようとするロウの考察は、口頭での伝達および記憶に依存する段階から記録が機能する段階への移行の間に、俗人を含めた広い階層に「記録を重視する精神」(literate mentality)の成長があったことを明らかにしており⁽⁷⁾、大変興味深い。しかし筆者は、同じカイログラフを素材としながらも、読み書き能力の評価あるいは記憶から記録への移行といった議論とは別の観点から、その登場と社会背景を議論してみたい。というのもカイログラフの普及は、文書を機能させる保証システムにおける変化を示す可能性があるからである。換言すれば、それは文書を取り巻く社会

秩序のあり方に関する問いである。

イングランドの文書には、いくつかの独自性があるとよくいわれる。その一つは、文書の正当性を保証するはずの、発給者や証人による自署を備えていない点にある（オリジナルで伝来した文書の筆跡から、署名欄は全て同一人物—たいていは本文を記録した書記—によって書かれたことがわかるという⁽⁸⁾）。それでは、文書そしてそこに記された行為はいかにして保証されたのだろうか。答えは、文書に名を連ねた多くの証人たちの記憶にある。文書は証人たちが集まる集会において読み上げられ、彼らに承認された後で受領者に渡された⁽⁹⁾。後述するように、多くの場合、カイログラフにも証人たちの存在が確認できる。しかしその形式の採用には、文書の照合を前提にするという意味でも、複数の人物による保持を目的とする点でも、証人たちの記憶に頼る以上の配慮が感じられるのだ。さらに、カイログラフの持ち手はそこに記された行為の当事者たちだったと考えるのが自然だが、なかには第三者の保持を明記しているものも散見される。どのような社会背景が、文書に記された証人たちの存在にもかかわらず、カイログラフという形式を採用させたのであろうか⁽¹⁰⁾。また、名宛された第三者はいかなる理由から選択され、どのような内容（行為）の場合に文書の保持を期待されたのか。個別のケースを追跡することで、社会秩序構築の仕方を典型的に整理すること、これが筆者の最終的な目標である。本稿ではそのための準備作業として、カイログラフ伝来の全体的把握を行うとともに、いくつかの事例を、カイログラフを多く伝えている教会組織（司教座教会や修道院）毎に考察し、本格的な分析にむけて課題を具体化することにした。

1. カイログラフ伝来の概要

ロウによれば、アングロ・サクソン期から伝来しているカイログラフは64通である（そのうちの3通は贋作とされている。なお筆者自身の調査によっても、現在までのところ、これ以上の事例は見つかっていない）。オンライン版ソーヤーによる文書リストによれば⁽¹¹⁾、カイログラフが登場し始めた9世紀以降のイングランドからはおよそ1700通（王文書が約1300通、私文書が約400通）の文書が伝来しており（境界標示のみの記録や年代

が不明確なものなどは除く）、この全体数と比べると、カイログラフの事例はごくわずかという印象を受ける。ただしカイログラフの相対的少なさは、後述するように、文書の発給者と伝来の仕方を考慮することである程度は説明が可能である。

稿末の表は、ロウの先駆的成果をもとに、本稿での分析に必要な情報を加えて作成したものである。ここではあらかじめ表についての説明を交えながら、カイログラフ伝来の特質を概略的に指摘しておく。まず伝来状況についてだが、オリジナル（原本）とは一葉の羊皮紙に同時代人の筆跡で書かれた文書のことを指す⁽¹²⁾。オリジナルが残っていない場合は、11世紀以降に教会組織によって編纂された文書集成カーチュラリcartularyとして伝来している（複数の写本が伝来している場合には、それらの関係を考慮してオリジナルにより近いと思われるものの年代を表示した）。ある時点で失われてしまったのに、カイログラフという形式や内容が判明する事例もある（no. 8 / 9 / 29 / 31）。たとえばno. 9とno. 29のウスター司教座に関する文書は、1752年の火災で焼失する前に古文書研究家J・スミスによって転写されたが、そのとき彼はカイログラフに関する註記を忘れなかった⁽¹³⁾。

文書の発給者については、それが必ずしも作成者と一致しないという意味で注意が必要である。アングロ・サクソン期のイングランドにおいては、王文書でさえ王の尚書部chanceryで作成されず、土地財産の受領者側である教会や修道院によって起草されたという。10世紀になると王の書記が確認できるが、それでも明らかに受領者作成の文書も伝来しており、王文書の作成は流動的であった⁽¹⁴⁾。俗人が文書を発給する場合は、もっぱら教会組織の文書所scriptoriumを利用し続けたはずである。俗人間での土地譲渡を記したno. 28は、カンタベリー大司教座教会の文書庫archiveに保管されて伝来した（表中の「保管場所」欄を参照）。このことは、文書の証人欄にも登場する大司教座が当該文書の作成を請け負ったこと、そして発給者か受領者のいずれかが、そこを自らの文書保管室として利用していたことを示すのだろう。

カイログラフの伝える内容は、土地譲渡のみならず、期限付きの貸与、交換、売買、遺贈そして係争の経緯な

どの多岐にわたり、時代が下るにつれて古英語で記載される傾向が強くなる。

「証人」欄で強調しておかなければならないのは、カイログラフはその大部分が証人を持っていることである(贋作3通と今回確認できなかった1通をのぞく60通のうち、49通が証人を持つ)。したがって、他の文書と同様に、この場合も証人の面前で内容が読み上げられ、彼らに承認されていたはずである。証人の存在が確認できないのは、書簡(no. 14)、修道院間での取り決め(no. 15)などのほかは、遺贈に関するものが目立つ(no. 19 / 22 / 24 / 25 / 36 / 39 / 40 / 58)。

最後に説明が必要なのは文書形態および宛先についてである。カイログラフとしての作成が疑いなく判明するのは、表に整理した61通のうち実際には34通であり、そのうちオリジナルでの伝来によるものが29通にのぼる。したがってカイログラフの考察は、オリジナルの現存という不安定な条件に相当程度制約されているといえる。これ以外で確認できるのは、前述した逸失文書をめぐる事情を別にすれば、文書中に《cyrografum》という語が現れ、しかもそれが一般的な「文書」という意味⁽¹⁵⁾を超えてカイログラフを指すと指摘しうる事例がひとつある⁽¹⁶⁾。表の「文書形態」欄では、オリジナルのどの部分が伝来しているかを()内に記した。また、カイログラフでは複数の持ち手が前提とされるが、宛先の明記がない場合は想定しうる人物・組織(文書での行為の当事者たち)を「宛先」欄に[]として表示している。持ち手が指定されている場合にはそれらを記入するとともに、カイログラフとしての作成部数が判明するため、「文書形態」欄に情報を整理している(「二部作成」, 「三部作成」など)。宛先人が第三者である場合は、その人物・組織にダブルアスタリスク**を付して区別してある。

文書の複数宛先に関する記載は、カイログラフ作成を推測させる重要な手がかりである。表からは、オリジナルで伝来しているカイログラフのおよそ三分の一が宛先を持っていることがわかる(宛名記入型カイログラフ)。したがって、もしこれらが後の時点でカーチュラリに転写された場合には、たとえ形式についての言及はなかったとしても(後述するように、後のカーチュラリ編纂者たちは文書形式に関する関心がなかった)、複数宛先の存在がカイログラフの名残を示すと考えられるのだ(ロ

ウはこれを指標条項marker clauseと呼んでいる)⁽¹⁷⁾。オリジナルで複数宛先を持つにもかかわらずカイログラフでない二例に関しては(no. 3 / no. 5)、これらが比較的早い時期に属すること、他方で早い時期のカイログラフには宛先がないものが目立つことなどから、文書作成における発展過程を示すと説明されている。すなわち、複数の文書を作成する際に宛先を記入するか、あるいはカイログラフという形式を採用するという段階から、宛先記入型カイログラフへの展開である⁽¹⁸⁾。筆者自身は、宛名記入型と宛名無記入型というカイログラフに見られる相違は、各々の教会文書所ごとの特質と関連すると考えているが、その点は後述する。いずれにせよ、カーチュラリに収められた文書からは、複数宛先(作成)を持つ25例が確認できた⁽¹⁹⁾。

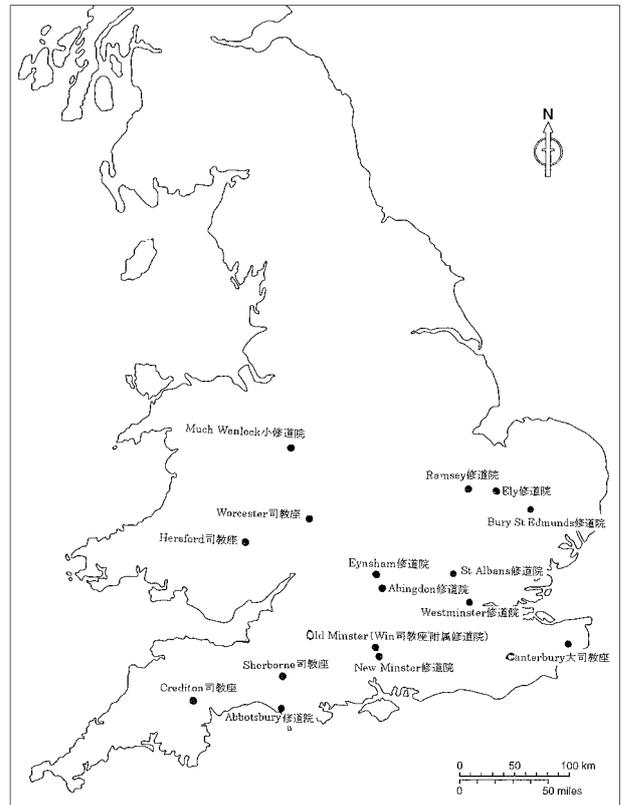


図 カイログラフが伝来している教会組織

2. 作成・伝来の背景

ここからは、発給者や文書所に注目しながら、作成と伝来の背景を概観する。

(1) 私文書としてのカイログラフ

表から明らかのように、発給者は、圧倒的に王以外の私人(教会組織や俗人)である(真正な王文書は三通のみ。

no. 2 / 10 / 23)。9世紀以降の王文書伝来数（およそ1300通。そのうち101通がオリジナルで伝来している⁽²⁰⁾）を考慮すれば、王文書についてはカイログラフでの作成はほとんどなかったと考えてよからう。その理由としては、王文書に対する信頼あるいは形式面での伝統主義が考えられる⁽²¹⁾。

(2) 作成・伝来と文書所

カイログラフが私文書での慣行であるとすれば、伝来する私文書400通のうちおよそ15%（58通）で採用されたことになる。しかもこの割合は、教会の文書所毎に考察することで、さらに引き上げることが可能である。すなわち、作成そして後代での転写に携わった文書所の特質を探ることで、伝来するカイログラフの価値を見極めることができるのである。

相対的に多くのカイログラフを伝えているのは、ウスター司教座（17通）、カンタベリー大司教座（15通）、オールド・ミンスター修道院（8通）、ベリー・セント・エドマンズ修道院（8通）である（表の「保管場所」を参照）。以下ではひととき目立った特徴を示している、ウスター司教座とベリー・セント・エドマンズ修道院を取り上げ、作成と筆写の状況を探ってみたい。

① ウスター司教座

ウスター司教座は、680年にマーシアの副王国フィックケHwicceの中心教会として設立された。アングロ・サクソン期を通じて伝来している文書は216通、9世紀以降の内訳は、王文書33通、私文書146通であり、そのうちの17通がカイログラフということになる⁽²²⁾。

カイログラフについて最初に確認しておきたいのが、文書庫に伝わる17通のうち、15通は司教（司教座）が発給者あるいは行為相手であり、ほかの2通（no. 27 / 33）に関しても作成への関与が認められることから⁽²³⁾、これら全てを司教座文書所の特質を示す証拠として採用できるということである。その上で特筆すべきは、17通のうち10通がオリジナルだけで伝来していることである。複数宛先については、宛先記入型が5通（no. 1 / 14 / 27 / 29 / 33）、その他12通全ては無記入型（no. 8 / 9 / 11 / 16 / 20 / 25 / 26 / 38 / 41 / 44 / 61 / 63）であり、後者が支配的である。しかもこの傾向は時代が下っても変化しないため（便宜的に1000年

を区切りしてみると、これ以前では記入型対無記入型が2対5、以後では3対7でほぼ変わらない）、ウスター司教座では宛名無記入型カイログラフが主流であり続けたようだ。作成におけるこの特徴を前提にして、後代での文書集成を問題にしてみよう。オリジナルと転写の関係を示すよい例は、両者が並存していることである。そこでオリジナル以外の経路でも伝来している二例（no. 16 / 26：両者とも宛先無記入型）に注目してみると、no. 16が11世紀初頭編纂の「ウスター本」《Liber Wigorniensis》に、no. 26が11世紀末の「ヘミングのカーチュラリ」Hemming's Cartularyに収められているが⁽²⁴⁾、それぞれにカイログラフを示唆するいかなる証拠も見つけれない。したがってウスター司教座に関しては、宛先無記入型の作成という習慣に、カーチュラリ編纂時での形式への無関心という事情が重なって、カイログラフとして確認できる数がかかなり低くなっている可能性がある（その大半をオリジナルの伝来という、偶然性の高い要素によっているわけである）。

それでは、カイログラフによってどのような行為がなされたのだろうか。表の「内容」欄を見てみると、司教座への遺贈が2件（no. 1 / 25）、係争に関する記録が1件（no. 27）などとなっているが、最も目を引くのが司教座による貸与11件であろう（no. 8 / 9 / 11 / 16 / 20 / 26 / 38 / 41 / 44 / 61 / 63）。司教座が10世紀中頃から俗人従士層（《minister》《thegn》などと呼ばれる）に対して大量の土地貸与（主として三世限定）を行ったことは、よく知られている（no. 14の書簡もこれに関連する内容を持つ）。背景には、王権から国制における重大な役割を期待された司教がそれに応じるために、彼らに社会経済的基盤を与えようとしたという事情があった⁽²⁵⁾。ウスター司教座の場合には、俗人への貸与の活発化というこの社会背景が、カイログラフ採用の主要因と考えられるのではないだろうか。貸与を記した11通全てに証人の存在も確認できることから、司教座は、証人による保証に加えて文書形態としてのカイログラフを採用したことになる。すなわち、カイログラフの存在は、期限終了後の土地返還を確実化するために、司教座が施した入念な配慮を示しているのだ。そして貸与に関するカイログラフ作成が当該文書所で広く行われていたとすれば、カーチュラリだけで伝来している貸与

文書(9世紀以降の私文書146通のうち88通にのぼる)⁽²⁶⁾も、その多くがカイログラフであったと指摘できそうである。

②ベリー・セント・エドマンズ修道院

当修道院は、869年に殉教した聖エドモンド(イースト・アングリア王:855~869年)を記念した教会に起源を持つ。文書庫には10世紀半ば以降の文書が伝来しており、その内訳は王文書22通、私文書26通、そのうち8通がカイログラフである⁽²⁷⁾。

カイログラフについては、それら全てで修道院が当事者となっている。ウスター司教座とは対照的に、オリジナルはひとつも伝わっていない。したがってここでは、カイログラフの内容とそれらを転写したカーチュラリの特徴を一瞥し、当修道院におけるカイログラフ利用の傾向を指摘してみたい。

カイログラフは全て、13世紀末編纂のカーチュラリ「聖具係の記録簿」(Sacrist's Register, Cambridge U. L. Ff. ii. 33)に収められて伝来した⁽²⁸⁾。教皇勅書、王文書、私文書、雑文書の四部から構成されるこの文書集成は、ほぼ一人の筆跡で書かれており、1280年から1294年に修道院の聖具室係であったウィリアムWilliam of Hooによるとされる⁽²⁹⁾。アングロ・サクソン期の文書については王文書21通、私文書24通を含み、修道院による記録のうちで、当該期の文書を最も多く集めたカーチュラリである⁽³⁰⁾。

カイログラフが収められている私文書セクションに目を向けてみよう。目立つのは、24通中23通が修道院への土地譲渡に言及しており、しかもそのうち遺贈が18件を占める点である⁽³¹⁾。修道院からの貸与は1件のみで(本稿の表no. 47)、この点でもウスター司教座とは対照的である。これをそのままアングロ・サクソン期における文書作成(そして文書によってなされた行為)の実態と把握しうるかは難しい問題であるが、創設間もない修道院にとって、10世紀半ばからアングロ・サクソン末期にかけてが、遺贈を通じての所領獲得期だったことを示すのかもしれない。いずれにせよ、13世紀末のカーチュラリ編纂時点で、遺贈を伝える文書(遺言状)に強い関心が寄せられていたことは間違いない。

カイログラフも、遺贈と関連して用いられたようである。8通のカイログラフのうち遺贈を記したものが5通

(no. 36 / 39 / 40 / 49 / 58)、これに類するものとして、死後の条件付き譲渡2通を加えられるかもしれない(no. 43 / 50)⁽³²⁾。これらに共通しているのは、発給者の発意から譲渡までの間にタイムラグがあり、しかも実際の譲渡の際には発給者が存在しない(死亡している)ことである。してみると、ベリー・セント・エドマンズ修道院のカイログラフは、このタイムラグにともなう不確実性を排除しようとする、修道院側の姿勢を示しているのかもしれない。もちろん発給者の側からしても、自らの死後の遺言完遂を願っていたはずである。

ただし、遺贈のすべてでカイログラフ利用が認められるわけではない。カーチュラリに記録された遺贈18件のうち13件については、カイログラフでの文書作成を類推させる痕跡はないのである。それでは、遺贈に際してカイログラフを採用した5件とそうでない13件には、何らかの有意な相違が認められるであろうか。ここでは証人の存在に注目してみよう。表から明らかなように、カイログラフ5通のうち4通(no. 36 / 39 / 40 / 58)では、文面からは証人を見つけることはできない。その理由として考えられるのは、これらは「死の床で」作成されたために証人たちの立ち会いが不可能だったということである。あるいはカイログラフが、もはや証人を介さずとも機能する、特別の文書形式として承認されたことを示すのだろうか。けれども、このような推測が成り立たないことは、カイログラフでない13通に目を通せばすぐに明らかになる。というのも、これらについても証人の存在を指摘できるケースは少ないのである⁽³³⁾。したがって、現時点では、ベリー・セント・エドマンズ修道院の文書所については、遺贈にカイログラフ採用の傾向があるとの指摘以上に、その条件を論ずることはできない。いずれにせよ、カーチュラリ編纂者の遺贈に対する関心を考慮すれば、筆写時点で宛先を含む文言の省略があったとは考えにくい。とすれば、遺贈18通の内訳は文書の作成時点をそのまま反映しており、したがってカイログラフの5通は、個別の事情に基づいた、文書所による選択を示す可能性がある(もちろん、ウスター司教座の場合と同様に、ここでも宛先無記入型が作成されたために、カーチュラリからはカイログラフの存在がたどれない可能性も考慮しなくてはならないのだが)。

おわりに

本稿では、カイログラフという印象的な文書形式に注目し、伝来の全体的把握を目指すと同時に、対照的な二つの文書所を取り上げて作成と伝来の背景を探ってみた。その結果、貸与に関してカイログラフを広く採用する事例（ウスター司教座）と、遺贈で選択的に作成する事例（ベリー・セント・エドマンズ修道院）を看取することができた。ただしいずれの場合にも共通しているのは、カイログラフの作成が、証人システムの変化によるよりは、そこに記載された行為の性格によって規定されているように見えることだ。すなわち、貸与と遺贈は両者ともに将来の行為を必然的に含んでおり（期間終了後の返還と遺言者の死後における譲渡）、このことに対する配慮が、証人による保証に加えてカイログラフを採用させた要因と思われる。司教座の貸与で常に確認できた証人の存在が、この裏付けとなろう。ベリー・セント・エドマンズの遺贈については文面に証人は登場しないことが多いが、これはカイログラフとは関連しない一般的傾向であった。実は研究史上では、現実の遺贈は口頭で行われ、そこでは証人の存在が不可欠だったとされているから⁽³⁴⁾、記録化段階（遺言状）における証人の不在については、ベリー・セント・エドマンズ修道院での遺言状の作成と機能の検討に立ち戻って、改めて議論する必要がある。

今後の課題は、文書所毎の分析をカンタベリー大司教座やオールド・ミンスター修道院にも広げて、各々での作成と筆写における特質を探ると同時に、それらを取りまく社会環境を明らかにすることである。その上で、「はじめに」で指摘した、第三者による文書保持を本格的に検討していく。本稿では取り上げることができなかったが、第三者を宛先人に指定するカイログラフは21通（表中「宛先（保持者）」欄のダブルアステリスク**を参照）、第三者としてはのべ27の組織（人物）を確認できた。一見して分かるように、教会組織が大半を占めるが、なかには国王の礼拝堂《haligdom》、《thesaurus》が宛先となっている例もある（no. 35 / 39 / 62）⁽³⁵⁾。どのような事情が彼らをカイログラフに結びつけたのか。そして彼らは行為の当事者たちとどのような関係を持っていたのだろうか。個別具体的検討から、アングロ・サクソン後期における社会的結合のありようを解明してい

たい。

註

- (1) 文書に関する研究動向については、N. Brooks, 'Anglo-Saxon Charters: Recent Work 1953-73; with a Postscript on the Period 1973-98' in Do., *Anglo-Saxon Myths: State and Church 400-1066*, London, 2000, pp. 181-215.
- (2) 人々の記憶を媒介する記録という観点から文書に注目したのが、P. J. Geary, 'Land, Language and Memory in Europe 700-1100', *Transactions of the Royal Historical Society*, (1999), pp. 169-184である。これに対してS. Foot, 'Reading Anglo-Saxon Charters: Memory, Record, or Story?' in E. Tyler and R. Balzaretti eds., *Narrative and History in the Early Medieval West*, Turnhout, 2006, pp. 39-65は、文書の現実規定力を強調して、その作成を「記憶へのアンチテーゼ」としている。
- (3) 文書の一般的説明については、D. Whitelock, 'Introduction' in Do. ed., *English Historical Documents*, I, c. 500-1042, London & New York, 1955 (2nd edn, 1979), pp. 369-382. また、アン・ウィリアムズ「第二章 チャーター、告知文書、そして手紙—「征服」前のイングランドにおける文書史料—」、鶴島博和・春田直紀編著『日英中世史料論』、日本経済評論社、2008年、39～67頁。
- (4) S. Kelly, 'Anglo-Saxon Lay Society and the Written Word' in R. McKitterick ed., *The Uses of Literacy in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1990, pp. 36-62. 筆者自身は、文書における古英語の利用という同じ現象に注目しつつも、これを領主による所領経営強化への意志を示すものと解釈したことがある。森貴子「アングロ・サクソン期文書における古英語の利用—ウスター司教座関連文書の検討から—」、藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像—史料と理論の対話—森本芳樹先生古希記念論集』、九州大学出版会、2004年、87～110頁。
- (5) K. A. Lowe, 'Lay Literacy in Anglo-Saxon England and the Development of the Chirograph' in P. Pulsiano and E. Treharne eds., *Anglo-Saxon*

- Manuscripts and their Heritage*, Aldershot, 1998, pp. 161-204.
- (6) カイログラフの起源については, B. Bischoff, 'Zur Frühgeschichte des mittelalterliche Chirographum' in Do., *Mittelalterliche Studien*, I, Stuttgart, 1966, pp. 118-122.
- (7) ロウ自身の説明によれば, 'literate mentality' とは「記録およびそれがもたらす利益への強い関心」を指す。Lowe, art. cit. (前註5) pp. 168, 179-180.
- (8) P. Chaplais, 'Some Early Anglo-Saxon Diplomas on Single Sheets: Originals or Copies?', *Journal of Society for Archivists*, iii, no. 7, 1968, p. 315.
- (9) 鶴島博和「〈Rex Anglorum〉: Anglo-Saxon or Anglo-English?—10世紀イングランド統合王国の構造—」, 『西洋史研究』19 (1990年), 147頁。
- (10) なぜカイログラフが作成されたかについて, よくなされる説明は, 将来起こりうる係争への対策というものである。Kelly, art. cit. (前註4), p. 49. しかしこの一般的指摘だけでは, 作成の個別背景や名宛された第三者の社会的性格に関する問題は残されたままである。
- (11) The Electronic Sawyer, an online version of the revised edition of Sawyer's *Anglo-Saxon Charters* section one [S 1-1602], prepared under the auspices of the British Academy / Royal Historical Society, by S. E. Kelly: (<http://www.trin.cam.ac.uk/sdk13/chartwww/eSawyer.99/eSawyer2.html>) は, P・ソーヤーのアングロ・サクソン期文書リスト (P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: an Annotated List and Bibliography*, London, 1968) の改訂版。ソーヤーのリストは, 各々の文書に関する研究者たちの見解を含めて貴重な情報が整理されており, 1968年の初版以来アングロ・サクソン期文書を対象とする仕事での必携書となってきた。出版から時が過ぎ, 改訂版が待たれる中で, 1999年に新たな成果を取り入れたオンライン版Electronic Sawyerが公開されたのである (以下Sと略記する)。本稿ではこのオンライン版ソーヤーを主に利用した (ただしオンライン版にない情報=S. 1603~1875については, 刊本を参照した)。
- (12) オリジナルの問題については, Chaplais, art. cit. (前註8) を参照。
- (13) J. Smith ed., *Historiae Ecclesiasticae gentis Anglorum libri quinque auctore, ...Beda...una cum reliquis ejus Operibus Historicis in unum volumen Collectis*, Cambridge, 1722. 本稿のno. 9については, p. 722にスミスによる註が施されている (「この文書の下部には以下の句の文字半分がある。すなわちカイログラフ」《*Inferiori parte hujus cartæ sunt semilitteræ hujus vocis, viz. Cyrographum*》)。また no. 29についてはp. 778 (「一葉の最下部に句 (カイログラフ) 半分」《*Ad imam Pag. vox (cyrographum) dimidiata*》)。
- (14) S. Keynes, 'Chancery, Royal' in M. Lapidge et al. eds., *The Blackwell Encyclopaedia of Anglo-Saxon England*, Oxford, 1999, pp. 94-95. また, S. Thompson, 'Who Wrote the Anglo-Saxon Charters?' in Do., *Anglo-Saxon Diplomas: a Palaeography*, Woodbridge, 2006, pp. 3-18.
- (15) 《chirographum》はもともと文書一般を指す単語であり, 中世を通じてこの意味でも使用され続けた。Lowe, art. cit. (前註5), p. 183, note 51.
- (16) 表no. 15: A. J. Robertson ed., *Anglo-Saxon Charters*, Cambridge, 1956, pp. 102-105 (no. 49, 英訳付)。ウィンチェスター内部に位置する三修道院間の境界を調整したこの文書には, 以下の記述がある。「これら三通のカイログラフ, これらは前述の三つの修道院に証拠として置かれる」《*on þissan þrim cyrografum ðe on ðissum þrym mynstrum to swytelungum gesette syndon*》。
- (17) Lowe, art. cit. (前註5), p. 171ff.
指標条項の代表的事例は,
→表no. 45 (オリジナル): D. Whitelock ed., *Anglo-Saxon Wills*, Cambridge, 1930, pp. 78-79 (no. 30, 英訳付)。「三通の文書がある。ひとつはカンタベリー大司教座にある, 二つ目はセント・オーガスティン修道院に, 三つ目は遺言者たち自身とともに」《*þissera gewritu syndan þreo. an is æt Xþes cyrcean. oþer æt sœ Angustine . 7 þridde biþ mid heom sylfan*》。
→表no. 48 (カーチュラリでの伝来): Robertson ed., *op. cit.* (前註16), pp. 184-87 (no. 98, 英訳付)。「三

通の文書がある。一つはオールド・ミンスター修道院にある。二つ目は司教の土地譲渡文書とともにある。三つ目はオスゴッドが持つ。』《Þyssa gewrita syndon þreo . an is on ealdan mynstre . oper is mid þæs bisceopes landbocan . þridde hæfð Osgod》。

なお、宛名記入型カイログラフで、オリジナル以外の経路でも伝来している四件 (no. 23 / 45 / 46 / 53) のうち、一件についてはカーチュラリ版でも宛先の転写を確認できた (no. 53 : 13世紀のカーチュラリへの中世英語での転写。J. Earle, *A Hand-book to the Land-Charters and other Saxon Documents*, Oxford, 1888, pp. 243-45)。残りの三件については、今後それぞれのカーチュラリに直接あたって確認する必要がある。

(18) Lowe, art. cit. (前註5), pp. 175-176.

(19) 表では、「伝来状況・筆写時点」がオリジナルでないもののうち、「文書形態」欄で作成部数のみが記入されているものを指す。

(20) オリジナル王文書の数については、Thompson, *op. cit.* (前註14), pp. 149-151.

(21) 王文書において古英語の利用が部分的にとどまることも、同様の理由で説明されている。ウィリアムズによれば、「英語は、境界条項を除くと王文書では使用されなかった。王文書以外での英語の使用は、地方語のラテン語に対する低い評価を示している」という。ウィリアムズ, 前掲論文 (註3), 51頁。

(22) 森 貴子「権利譲渡文書に見るアングロ・サクソン期のウスター司教領の動態」『西洋史学』194, 1999年, 50~57頁の表1を参照。

(23) no. 27はヘレフォード司教がウスターシャーで保有する土地をめぐる係争の記録である。したがって、ウスターシャーで開催された集会で扱われ、そこでウスター司教座の文書所が書記を提供した可能性がある。こうした事情が、係争とは無関係なウスター司教座を当該カイログラフの宛先人としたのかもしれない。また、no. 33はウスターシャー所在のイブシャム修道院による貸与文書だが、こちらもウスター司教座の書記によるとの指摘がある。N. R. Ker, 'Hemming's Cartulary: A Description of the Two Worcester Cartularies in Cotton Tiberius A. XIII',

in R. W. Hunt, W. A. Pantin and R. W. Southern eds., *Studies in Medieval History presented to F.M.Powicke*, Oxford, 1948, pp. 50-51, note 4.

(24) 今回は刊本を参照した。T. Hearne ed., *Hemingi Chartularium Ecclesiae Wigorniensis*, Oxford, 1723, pp. 171-179 (本稿でのno. 16), p. 358 (本稿でのno. 26。こちらはカーチュラリでは境界標示のみの転写である)。また11世紀のウスター司教座で編纂された二つのカーチュラリについては、Ker, art. cit. (前註), pp. 49-75およびF. Tinti, 'From Episcopal Conception to Monastic Compilation: Hemming's Cartulary in Context', in *Early Medieval Europe*, II (3), 2002, pp. 233-261が詳しく検討している。

(25) 森 貴子, 前掲論文 (註22), 61頁。従士層に対する貸与は、50~57頁の表1を参照されたい。また王国統治におけるウスター司教座の位置づけは、鶴島博和「十一十二世紀のイングランドにおける『国家』と『教会』」『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社, 1994年, 171~225頁。鶴島論文(210頁)では、本稿でno. 14としている書簡についても、その内容と意味が説明されている。

(26) オンライン版ソーヤー (前註11) から拾い上げた数字である。

(27) 王文書 : S. 980 / 995 / 1045 / 1046 / 1068 / 1069 / 1070 / 1071 / 1072 / 1073 / 1074 / 1075 / 1076 / 1077 / 1078 / 1079 / 1080 / 1081 / 1082 / 1083 / 1084 / 1085.

私文書 : S. 1213 / 1219 / 1224 / 1225 / 1468 / 1470 / 1483 / 1486 / 1489 / 1490 / 1494 / 1499 / 1501 / 1516 / 1519 / 1521 / 1525 / 1525a / 1526 / 1527 / 1528 / 1529 / 1531 / 1537 / 1607 / 1608.

(28) 1400年頃に、14世紀初頭作成の別のカーチュラリと合本されて伝来している。Fos. 1-90が本稿で対象とする13世紀末のものである。R. M. Thomson ed., *The Archives of the Abbey of Bury St Edmunds*, Suffolk, 1980, pp. 148-149.

(29) Thomson ed., *op. cit.* (前註), p. 19.

(30) ソーヤーのアングロ・サクソン期文書リストにある修道院関連文書のうち、「聖具係の記録簿」に筆写

されていないのは3通だけである。S. 1070 / 1607 / 1608. 他方で、当該カーチュラリだけに収められて伝来した文書が5通ある (S. 1224 / 1468 / 1499 / 1525a / 1529)

(31) S. 1483 / 1486 / 1489 / 1490 / 1494 / 1499 / 1501 / 1516 / 1519 / 1521 / 1525 / 1525a / 1526 / 1527 / 1528 / 1529 / 1531 / 1537.

(32) 表no. 43: 発給者が指定する人物の死後という条件付き。Robertson ed., *op. cit.* (前註16), pp. 178-179 (英訳付) / 50: 発給者とその妻の両者の死後という条件付き。Robertson ed., *op. cit.* pp. 186-187 (英訳付)。

(33) カイログラフでない遺贈13通のなかで、証人の存在が認められたのは3通だけである。S. 1490: Whitelock ed., *op. cit.* (前註17), pp. 74-75 (no. 28) / S. 1499: Whitelock ed., *op. cit.*, pp. 92-93 (no. 35) / S. 1501: Whitelock ed., *op. cit.*, pp. 42-43 (no. 16 (1)) .

(34) Whitelock ed., *op. cit.* (前註17) に収められたH. D. Hazeltineによるコメントpp. 7-40を参照。

(35) 《haligdom》, 《thesaurus》とは、聖遺物が保管されている国王の聖域あるいは礼拝堂を指す。C. Hart, 'The Codex Wintoniensis and the King's Haligdom' in J. Thirsk ed., *Land, Church and People: Essays presented to Prof. H. P. R. Finberg*, Reading, 1970, p. 18を参照。

*本稿は、文部科学省の科研費の助成を得た「中世初期イングランドにおける地域社会の形成—ミッドランドの社会経済ネットワーク—」(19720193)の成果の一部である。

表 カイログラフの伝来状況

no.	S	発給年	真正性	伝来状況・筆写時点	発給者	相手	内容	記載言語	証人	文書形態	宛先(保持者)	保管場所
1	1187	804	○	11C後半	Æthelric	Deerhurst, Worcester司教座ほか	土地遺贈	ラテン語	○	三部作成	Lichfield司教Aldwulf** 友人二人(Eadberht, Æthelheah)**	Worcester司教座
2	281	838	△	12C	Wessex王Egbert	Winchester司教座	土地譲渡	ラテン語	○	二部作成	Winchester司教 Wessex王Egbert	Old Minster (Win司教座附 属修道院)
3	1438	838	○	オリジナル	関係者: Wessex王Egbertおよび ÆthelwulfとCanterbury大司教座	土地回復に関する 取り決めの記録	ラテン語	ラテン語	○	二部作成	Canterbury大司教座 Wessex王EgbertとÆthelwulf	Canterbury大司教座
4	1270	840x852	○	オリジナル?のみ	Hereford司教Cuthwulf	dux Ælfstan	土地貸与	ラテン語	○	カイログラフ (上部)	[Hereford司教座] [dux Ælfstan]	Hereford司教座?
5	1510	845x853	○	オリジナルのみ	Badamoth Beotting	Canterbury大司教座	土地遺贈	古英語	○	二部作成	Canterbury大司教座 Badamoth Beottingの後継者	Canterbury大司教座
6	312	854	×	14C後半	Wessex王Æthelwulf	SS. Peter and Paul教会	土地譲渡	ラテン語・ 古英語	○	カイログラフ (上部)	—	Old Minster (Win司教座附 属修道院)
7	313	854	×	11C前半	Wessex王Æthelwulf	St PeterとOld Minster	土地譲渡	古英語	○	カイログラフ (上部)	—	Old Minster (Win司教座附 属修道院)
8	1273	855	○	逸失	Worcester司教 Alhwine	dux Æthelwulfとその妻	土地貸与	ラテン語	○	カイログラフ (下部)	[Worcester司教座] [dux Æthelwulf]	Worcester司教座
9	1283	899x904	○	逸失	Worcester司教Werferth	Cyneswith	土地貸与	古英語	○	カイログラフ (上部)	[Worcester司教座] [Cyneswith]	Worcester司教座
10	221	901	○	オリジナルのみ	Merciaの統治者 ÆthelredとÆthelfled	Much Wenlock (ミンスター) 註	土地交換	ラテン語	○	カイログラフ (上部)	[Much Wenlock (ミンスター)] [ÆthelredとÆthelfled]	Much Wenlock小修道院
11	1281	904	○	オリジナルのみ	Worcester司教Werferth	Wulfsgige	土地貸与	古英語	○	カイログラフ (下部)	[Worcester司教座] [Wulfsgige]	Worcester司教座
12	1417	924x933	△	オリジナル?	New Minster (ミンス ター) 註, Winchester	Alfred	土地貸与	ラテン語	○	カイログラフ (上部)	[New Minster (ミンスター), Win.] [Alfred]	New Minster修道院 (Win)
13	1506	941x958?	○	オリジナル	関係者: Canterbury大司教 OdaとÆthelweard	Canterbury大司教 OdaとÆthelweard	土地保有に関 する取り決め	古英語	○	カイログラフ (下部)	[Canterbury大司教座] [Æthelweard]	Canterbury大司教座
14	1368	964	△	11C後半	Worcester司教Oswald	England王Edgar	土地貸与に関 する条件を説 明する書簡	ラテン語	×	三部作成	Worcester司教座 Canterbury大司教座** Winchester司教座**	Worcester司教座
15	1449	964x975	△	12C	関係者: Old Minster (Win司教座 附属修道院), New Minster修道 院, Nummaminster女子修道院	Old Minster (Win司教座 附属修道院), New Minster修道 院, Nummaminster女子修道院	各修道院間の 境界調整	古英語	×	カイログラフ・ 三部作成	Old Minster (Win司教座附属修道院) New Minster修道院 (Win) Nummaminster女子修道院 (Win)	Old Minster (Win司教座附 属修道院)
16	1326	969	○	オリジナル	Worcester司教Oswald	Osulf	土地貸与	古英語	○	カイログラフ (上部)	[Worcester司教座] [Osulf]	Worcester司教座
17	1216	971x980	○	12C	ealdorman Ælfhere	Abingdon修道院長Osgar	土地売却	古英語版 ラテン語版	○	二部作成	ealdorman Ælfhere Abingdon修道院	Abingdon修道院

18	1376	975x978	○	12C	Winchester司教 Æthelwold	Ælfrwine	土地交換	古英語	○	四部作成	Ælfrwine Old Minster(Win司教座附属修道院) New Minster修道院(Win)** Numnaminster女子修道院(Win)**	Old Minster(Win司教座附属修道院)
19	1487	975x1016	○	オリジナル	Ælfhelm	Ely修道院 Westminster修道院ほか	土地遺贈	古英語	×	カイログラフ (下部)	[Westminster修道院] [Ælfhelm]ほか?	Westminster修道院
20	1347	984	○	オリジナルのみ	York司教(Worcester司教)Oswald	minster Cynelm	土地貸与	ラテン語・ 古英語	○	カイログラフ (下部)	[Worcester司教座] [Cynelm]	Worcester司教座
21	1454	990x992	○	オリジナル		関係者: WynflædとLeofwine	土地を巡る係争の記録	古英語	○	カイログラフ (上部)	[Wynflæd] [Leofwine]	Canterbury大司教座**
22	1810	995x1001	○	14C	Wulfgrifu	Ramsey修道院	土地遺贈	ラテン語	×	三部作成	(Elmham)司教Æthelstan** Wulfgrifu Ramsey修道院	Ramsey修道院
23	939	995x999	○	オリジナル	England王Æthelred	Æthelric	遺言承認	古英語	○	カイログラフ・ 三部作成 (中部)	Canterbury大司教座 王の <i>haligdom</i> Æthelricの寡婦	Canterbury大司教座
24	1522	998	○	オリジナル?	Wulfstanの息子 Leofwine	Westminster修道院ほか	土地遺贈	古英語	×	カイログラフ (下部)	[Westminster修道院] [Leofwine]ほか?	Westminster修道院
25	1534	1000年頃	○	オリジナルのみ	Wulfgeat of Donington	Worcester司教座ほか	土地遺贈	古英語	×	カイログラフ (下部)	[Wulfgeat] [Worcester司教座]ほか?	Worcester司教座
26	1385	1003x1016	○	オリジナル	York司教(Worcester司教)Wulfstan	Wulfgrifu	土地貸与	ラテン語・ 古英語	○	カイログラフ (下部)	[Worcester司教座] [Wulfgrifu]	Worcester司教座
27	1460	1010x1023?	○	オリジナルのみ		関係者: Hereford司教 AethelstanおよびWulfstanほか	土地を巡る係争の記録	古英語	○	カイログラフ・ 三部作成 (上部)	Worcester司教座** Hereford司教座 所領保有者	Worcester司教座
28	1220	1013x1020?	○	オリジナルのみ	Godwin	Leofwine the Red	土地譲渡	古英語	○	カイログラフ (上部)	[Godwin] [Leofwine the Red]	Canterbury大司教座**
29	1459	1014x1023?	○	逸失	Wulfric	York司教(Worcester司教) Wulfstan(姉妹の件)	婚姻契約	古英語	○	カイログラフ・ 二部作成(上部)	Worcester司教座 Hereford司教Æthelstan**	Worcester司教座
30	1503	1014	○	オリジナル	Ætheling Æthelstan	Old Minster(Win司教座附属修道院), Canterbury大司教座ほか	土地遺贈	古英語	○	カイログラフ (上部)	[Canterbury大司教座] [Old Minster(Win司教座附属修道院)] [Ætheling Æthelstan]ほか?	Canterbury大司教座 Old Minster(Win司教座附属修道院)
31	1461	1016x1020	○	逸失	Godwine	Brihtricとその娘	婚姻契約	古英語	○	三部作成	Canterbury大司教座** St Augustine's修道院**	Canterbury大司教座
32	1387	1016x1020(1018)	○	13C	Crediton司教 Eadnoth	Beorhmoth	抵当設定	古英語・ ラテン語	○	カイログラフ	[Crediton司教Eadnoth] [Beorhmoth]	Crediton司教座 →Exeter司教座
33	1423	1016x1023	○	オリジナルのみ	Evesham修道院長 Ælfweard	Æthelmaer	土地貸与	古英語	○	カイログラフ・ 二部作成(下部)	Worcester司教座** Evesham修道院 Æthelmaer	Worcester司教座
34	981	1016x1035	×	11C	England王Cnut	Canterbury大司教座	Eadsigeによる譲渡の承認	古英語版・ ラテン語版	○	三部作成	Canterbury大司教座 St Augustine's修道院** 国王の <i>haligdom</i> (thesaurus)	Canterbury大司教座

35	1520	1017x1035	○	12C	Leofflæd	Ely修道院	土地遺贈	ラテン語	○	三部作成	Ely修道院 国王の <i>thesaurus</i> ** Leofflæd	Ely修道院
36	1528	1020年より後	○	13C後半	Thurketel Heyng	St Benedict's修道院(Holme), Bury St Edmunds修道院ほか	土地遺贈	古英語	×	三部作成	St Benedict's修道院(Holme) Bury St Edmunds修道院 Thurketel Heyng	Bury St Edmunds修道院
37	1465	1032or1035	○	逸失	司祭Eadsige	Canterbury大司教座	土地譲渡	古英語	○	三部作成	Canterbury大司教座 St Augustine's修道院** 司祭Eadsige	Canterbury大司教座
38	1399	1035x1038	○	オリジナルのみ	Worcester司教 Brihteah	Wulfmæ	土地貸与	古英語	○	カイログラフ (下部)	[Worcester司教座] [<i>eniht</i> Wulfmæ]	Worcester司教座
39	1521	1035x1044	○	13C後半	Leofgiftu	Bury St Edmunds修道院, London司教Aifweardほか	土地遺贈	古英語	×	三部作成	国王の <i>haligdom</i> ** Bury St Edmunds修道院 Leofgiftu	Bury St Edmunds修道院
40	1527	1038年以前?	○	13C後半	Thurketel	Bury St Edmunds修道院,「司 教」(Elmham司教?)ほか	土地遺贈	古英語	×	三部作成	Bury St Edmunds修道院 「司教」(Elmham司教?) Thurketel	Bury St Edmunds修道院
41	1393	1038	○	オリジナルのみ	Worcester司教Lyfing	Earecyl	土地貸与	ラテン語・ 古英語	○	カイログラフ (上部)	[Worcester司教座] [Earecyl]	Worcester司教座
42	1400	1038x1050	○	オリジナルのみ	Canterbury大司教 Eadsige	St Augustine's修道院	土地譲渡	古英語	○	カイログラフ・二 部作成(下部)	Canterbury大司教座 St Augustine's修道院	Canterbury大司教座
43	1224	c. 1040	○	13C後半	Stigand	Bury St Edmunds修道院	土地譲渡(将来)	古英語	○	二部作成	Stigand Bury St Edmunds修道院	Bury St Edmunds修道院
44	1394	1042	○	オリジナルのみ	Worcester司教Lyfing	<i>thegn</i> Æthelric	土地貸与	古英語	○	カイログラフ (上部)	[Worcester司教座] [<i>thegn</i> Æthelric]	Worcester司教座
45	1530	1042x1043	○	オリジナル	Thurstan	Canterbury大司教座, St Augustine's修道院	土地遺贈	古英語	○	カイログラフ・ 三部作成 (上部)	Canterbury大司教座 St Augustine's修道院 Thurstan	Canterbury大司教座
46	1530 (no.45 改訂)	1042x1043	○	オリジナル	Thurstan	Canterbury大司教座, St Augustine's修道院	土地遺贈	古英語	○	カイログラフ・ 三部作成 (上部)	Canterbury大司教座 St Albans修道院** Thurstan	Canterbury大司教座
47	1468	1043x1044	○	13C後半	Bury St Edmunds修 道院長Ufi	Æthelmæ	土地貸与	古英語	○	二部作成	Bury St Edmunds修道院 Æthelmæ	Bury St Edmunds修道院
48	1391	1043x1044	○	12C	Winchester司教 Ælfwine	Osgod	土地交換(貸与)	古英語	○	三部作成	Old Minster(Win司教座附属修道院) Winchester司教Ælfwine Osgod	Old Minster(Win司教座附 属修道院)
49	1531	1043x1045	○	13C後半	Wineの息子Thurstan	Canterbury大司教座 Bury St Edmunds修道院 Ely修道院, Ramsey修道院ほか	土地遺贈	古英語	○	三部作成	Bury St Edmunds修道院 Ely修道院 Thurstanの家計	Bury St Edmunds修道院
50	1470	1043x1047	○	13C後半	Wulfgeatとその妻	Bury St Edmunds修道院	土地譲渡(将来)	古英語	×	三部作成	Wulfgeat Bury St Edmunds修道院 Elmham司教Stigand**	Bury St Edmunds修道院

51	1472	1044x1045	○	オリジナルのみ	関係者: St Augustine's修道院長Ælfstanと司祭Leofwine	土地を巡る係争の記録	古英語	○	カイログラフ・三部作成(上部)	Canterbury大司教座** St Augustine's修道院 Leofwine	Canterbury大司教座
52	1473	1044x1048	○	オリジナルのみ	Godric of Bourme	土地購入	古英語	○	カイログラフ(上部)	Canterbury大司教座** St Augustine's修道院** Godric	Canterbury大司教座
53	1471	c. 1045	○	オリジナル	Canterbury大司教Eadsige	土地貸与ほか	古英語	○	カイログラフ・三部作成(中部)	Canterbury大司教座 St Augustine's修道院** Æthelric	Canterbury大司教座
54	1474	1045x1046	○	12C中葉	関係者: Sherborne司教座およびTokiの息Care	土地保有に関する取り決め	古英語	○	二部作成	Sherborne司教座 Credition司教座**	Sherborne司教座
55	1403	1047x1053	○	12C	Winchester司教Stigand	土地貸与	古英語	○	三部作成	Old Minster(Win司教座附属修道院) Wilton女子修道院** Wulfric	Old Minster (Win司教座附属修道院)
56	1402	1047x1057	○	12C	Winchester司教Stigand	土地貸与	古英語	○	二部作成	Old Minster(Win司教座附属修道院) Æthelmaer	Old Minster (Win司教座附属修道院)
57	1425	1049x1052	○	17C	St Albans修道院長Leofstan	土地貸与	古英語	○	三部作成	St Albans修道院 Tova(寡婦) Eynsham修道院**	St Albans修道院
58	1516	11C中葉	○	13C後半	Eadwine	土地遺贈	古英語	×	三部作成	Bury St Edmunds修道院 St Benedict's修道院(Holme) Eadwine	Bury St Edmunds修道院
59	リストに なし	11C中葉	?	オリジナルのみ	Orcの寡婦Tole	土地遺贈? (断片のみ伝来)	古英語	?	カイログラフ・二部作成(下部)	Abbotsbury修道院 Orcの寡婦Tole	Abbotsbury修道院
60	1476	c. 1053	○	12C	Winchester司教Stigand	土地貸与	古英語	○	三部作成	Old Minster(Win司教座附属修道院) New Minster修道院(Win)** Wulfweard	Old Minster (Win司教座附属修道院)
61	1407	1053?	○	オリジナルのみ	Worcester司教Ealdred	土地貸与	ラテン語	○	カイログラフ(下部)	[Worcester司教座] [Balwine]	Worcester司教座
62	1478	1053x1055	○	12C	Mercia伯Leofricとそ の妻	土地譲渡	古英語	○	三部作成	国王の <i>haligdom</i> ** Mercia伯Leofric Dorchester司教Wulfwig	Eynsham修道院**
63	1405	1058	○	オリジナルのみ	Worcester司教Ealdred	土地貸与	ラテン語・ 古英語	○	カイログラフ(下部)	[Worcester司教座] [<i>minister</i> Dodda]	Worcester司教座
64	1237	c. 1061	○	13C	Ælfgar, comes	土地譲渡	ラテン語版 古英語版	○	} 二部作成	→Saint-Remi修道院(Rheims) →Ælfgar	St Remi修道院(Rheims)

S: P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: an Annotated List and Bibliography*, London, 1968

真正性: ○ = 真正文書 △ = 一部の研究者が疑問視(部分的改竄・付加) × = 偽文書 (Electronic Sawyer(本文の註11を参照)より)

証人: ○ = 証人の存在を確認できる × = 証人の存在が確認できない

** : 文書での行為の当事者ではないにも関わらず、宛先に指定されている(あるいは文書を保管している)人物・組織

Win: Winchester

註: ミンスターとは、10世紀半ばから行われたベネディクト修道院改革以前の、司牧活動も行う聖職者達の共同体のことを指す。Much Wenlockがクリュニエー派小修道院prioriになるのは1080年頃、New Minsterがベネディクト派修道院abbeyになるのは964年のこととされている。D. Knowles, *The Religious Houses of Medieval England*, London, 1940.

